

164-参-厚生労働委員会-4号 平成18年03月22日

※国民医療費、国保課税問題、タクシー問題等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

この委員会におきましては川崎大臣に初めて質問させていただくことになるわけでございます、予算委員会では一度させていただいておりますが。

数か月経過しておりますけれども、立場は違えども、大臣としては快調にスタートをされているんじゃないかというふうには拝見をしているところでございますが、いずれにいたしましても、厚生労働委員会は国民生活にかかわる重要事項ばかりでございます、どうぞ御尽力をお願い申し上げておきたいと思うわけでございます。

私、予算委員会の理事もさせていただいておりますこともございまして、先陣切って質問をさせていただく次第でございます。

まず、予算委員会にかかわることでもございますけれども、内閣府にお伺いしておきたいと思っております。

二〇〇五年度改定の「改革と展望」の参考試算における結果をお示しいただきたいわけですが、昨年も、毎年お聞きしておりますけれども、国、地方のSNAベースの基礎的財政収支の実額と、公債金収入と国債費の実額として計算される国の一般会計の基礎的財政収支の実額、その双方についてお示しください。

○政府参考人（齋藤潤君） お答え申し上げます。

お尋ねの参考試算におけます国、地方の基礎的財政収支でございますけれども、基本ケースの下で黒字化を達成した場合につきまして実額を申し上げますと、二〇〇五年度、十六・九兆円の赤字、二〇〇六年度、十四・四兆円の赤字、二〇〇七年度、十・六兆円の赤字、二〇〇八年度、七・九兆円の赤字、二〇〇九年度、五・八兆円の赤字、二〇一〇年度、二・四兆円の赤字、そして二〇一一年度、これは〇・一兆円の黒字でございます。

それから、同じ試算におきます国の一般会計の基礎的財政収支の実額でございますが、二〇〇五年度は十三・八兆円の赤字、二〇〇六年度は十一・二兆円の赤字、二〇〇七年度は十二・一兆円の赤字、二〇〇八年度は十一・六兆円の赤字、二〇〇九年度、十一・三兆円の赤字、二〇一〇年度、九・五兆円の赤字、そして二〇一一年度、七・二兆円の赤字でございます。

以上でございます。

○辻泰弘君 この点についてはおととしから私は毎年要求しておりますけれども、これはいつもこういう形でお聞きして出していただいておりますけれども、本来、参考試算の中に掲示をすべきものであるということを私はおととしから言っていて、いまだに出されてい

ないからこういう形で毎年聞かざるを得ないんですけれども。これは基本的なことで別に隠す必要もないことだと思いますので、是非揭示していただくように今年も申し上げておきたいと思います。

もう一つ、公的年金制度におけるマクロ経済スライドの考え方、導入されているわけですが、その適用期間がこの参考試算上いつから開始されているのかどうかということについて、既裁定と新規裁定についてお示してください。

○政府参考人（齋藤潤君） お答え申し上げます。

参考試算におけますは、まず既裁定者につきましては二〇〇九年度から、それから新規裁定者につきましては二〇〇八年度からマクロ経済スライドが適用されるということになっております。

以上でございます。

○辻泰弘君 次に、厚生労働省の方にお聞きしたいと思うんですけれども、いわゆる基礎年金の拠出金の単価のことでございます。これも年金審議のときによく議論になっておりましたが、最近の数字が、必ずしも最近は出しておられないと思います。

十八年度予算のベースの数字と、最近の三年程度の実績について、基礎年金の拠出金の単価、お示してください。

○政府参考人（青柳親房君） 基礎年金の拠出金単価についてお答えを申し上げます。

平成十五年度、十六年度、これは実績ベースで分かっているのはこの両年度でございますが、この両年度におきます基礎年金拠出金単価は、月額で、平成十五年度が二万二千二百三十九円、平成十六年度が二万二千九百二十四円となっております。また、平成十七年度、十八年度は、まだ十七年度も年度終了しておりませんので予算ベースということでお答えをさせていただきますが、この両年度におきます基礎年金拠出金単価は、同様に月額で、平成十七年度が二万三千四百十円、平成十八年度が二万四千二百六十五円となっております。

○辻泰弘君 そのうちの保険料相当額についてもお示してください。

○政府参考人（青柳親房君） 引き続き、このうちの保険料相当額についてお答えを申し上げます。

平成十五、十六両年度の実績値につきましては、平成十五年度が一万四千八百二十六円、平成十六年度が一万五千二百四十円となっております。また、平成十七、十八両年度の予算ベースにおける保険料相当額につきましては、平成十七年度が一万五千百九十八円、平成十八年度が一万五千六百十三円となっております。

○辻泰弘君 この点については予算委員会でも審議になって、川崎大臣も御答弁になって

いたと思うんですけども、あのことの趣旨は、国民年金の保険料の未納がなくなって一〇〇%徴収ができたとしても一万三千五百八十円だとか一四・二八八%という保険料率、保険料額には関係してこないんだと、しかしこの基準単価には、拠出金単価には関係してくと、こういうことでおっしゃったんですね。大臣、そこを確認させてください。

○国務大臣（川崎二郎君） 正にそのとおりで、五千万人で割るか六千万人で割るか、先輩の年金ですからね。当然六千万人の方が単価は下がると、しかしそれは将来負担に今度が変わっていくわけですから、そういう意味では長いサイクルで考えれば変わらないことになるんじゃないかと、年金の計算自体、単年度で計算しておりませんと、一つの仕組みの中でやっておりますので影響はないと、こう申し上げました。

○辻泰弘君 この拠出金単価についても、十八年度予算ベースまでの数字が出ているわけですから、毎年いただいていると思いますけれども、是非推移をお示しいただいて、後日またいただきたいと思います。そのことは申し上げておきたいと思います。

それからもう一点、厚生労働省に、今度は公的年金制度におけるマクロ経済スライドの適用期間、先ほどは内閣府の試算においての数値を示していただきましたけれども、厚生労働省としての適用期間を現時点でいつからいつまでと見込んでいるか、お示してください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） お答え申し上げます。

委員御承知のとおり、マクロ経済スライドの仕組みは前年の物価等の実績によって発動するというふうに法令上定められております。

今お尋ねは、実際のその発動のメカニズムというよりは、平成十六年財政再計算における開始時点等につきましてのお尋ねというふうに理解させていただきますが、新規裁定者につきまして平成十九年度、二〇〇七年度、既裁定者は平成二十年度、二〇〇八年度と見込み、適用終了年度を平成三十五年度、二〇二三年度と見込んでおるところでございます。

○辻泰弘君 ただ、それは十六年度のときそうだったというのはそのとおりだし、それ以後はあれですが、今の時点でもその見解だというふうに理解していいんですね。

○政府参考人（渡邊芳樹君） まだ十八年度が始まる前でございますので、私ども、こうした十六年財政再計算の前提を見直す段階ではないというふうに考えております。それ以前に、まず物価等の実績というものを見て開始年度を法令に基づいて定めたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 十六年度の数字が変わってくるのは当然のことであって、そういう意味においては再計算がだんだん必要になってきているということをも示すわけですけども、現実に内閣府の示した既裁定は二〇〇九年度から、新規裁定は二〇〇八年度からと。今おっしゃったのは十六年のときの考えと同じで、既裁定は二〇〇八年度から、新既裁定が二〇

〇七年度からということ、一年ずれてきているわけですね。それは、当然、物価の見込みというのは変わってきているから当然といえば当然ではあるんですけども、しかしもう現実にそこがほころびてきているわけです。

ですから、そういう意味において、厚生労働省としての立場というか、それ以上言えないというのは、再計算しない限り無理だというのは理屈はそれなりに分かっていますけれども、しかしやはり現実にこうやって政府の中でマクロ経済スライドが始まる年度が見解が違ってきているという、この現実にはやはりしっかり受け止めていただいて、そういった意味ではやはり、少子化、合計特殊出生率も予想以上に低下しているという、中位推計以下になっているというこういうこともあるわけでございますから、そういった意味では年金の再計算ということもやはり機動的に行っていくべきだと、このことを御主張申し上げておきたいと、このように思うわけでございます。これはここで止めておきます、また議論しますから。

それから、川崎大臣にもう一点申し上げておきたいと思います。

医療の問題はまた医療保険制度の改革とかで議論になるんで、そのときではあるんですけども、一応、一点押さえておきたいのは、国民医療費の推計のことについて、大臣が二月に答弁されていることで、ちょっと違うんじゃないかなと思うことがあるものですかからお聞きしておきたいんですけども。

川崎大臣が、二月二十四日、衆議院の厚生労働委員会において、国民医療費について、GDPの伸びとかいろいろな数字を入れながらやっている、推計している、過去は大きく状況が違った、そういう意味では、百何十兆と数字を出したのは明らかに間違いであったらう、若しくはそのときの経済状況が余りにも上昇志向だったということは間違いのないと思うんだと、このように答えておられるんです。

ただ、国民医療費の将来推計、医療給付費でもいいですけども、それは、私が言うのもあれですけども、一人当たり医療費の伸びと人口の将来推計と掛け合わせてやるということで、これはあの平成六年の福祉ビジョンのころから実は一貫して今日に至るも変わっていないわけですね、基本的な手法においては。それで、その中は、GDPの伸びというのが一人当たり医療費の伸びの中に、結果として国民所得とかいうような意味合いで入ることはあったにしても、GDPの伸びというものをストレートに前提としては置かないわけですね。

ですから、そういった意味ではここは、大臣の答弁で、GDPの伸びとか数字を入れながらやっていますというのは基本的に間違っていると思いますし、経済状況が余りにも上昇志向だったということと、あの数字が間違いだったというのは私は違うんじゃないかと思うんですね。少なくとも、私がオーソライズする必要ないのかもしれないけれども、一つ的前提であのときも、あのときは三年前ぐらいの直近の数字を使っていると思いますけれども、それで将来推計をしていたわけで、そのやり方を今も踏襲しているわけですよ。そのことによって貫徹されているわけですよ。

だから、あのころの医療費が伸びるならば百四十一兆になったというのは、そのときにおいては素直な表現の仕方であったと私は思うんです。それが高いかどうかというのはそ

それはまた別の議論ですけれども、推計のやり方としてはあのときはそうしたということであって、ですから、それが間違いだったというんならば、今度の推計だって同じやり方やっているわけですから、それが成り立たなくなるわけですね。その部分はどうお答えになりますか。

○国務大臣（川崎二郎君） 既に医療改革の議論が多少始まっています、一番の議論が出ておりますのは、我々が足下の数字として算定したのは今回は七年から十一年、平成七年から十一年の五年間を使わしていただいております。

先ほど御質問いただきましたように、今までの数値は基本的には直近の数字を使っておりました。三年ないし五年の直近の数字を使ってやっていたと。もちろん、その数字を使うと、医師会等の御主張のとおり、かなり低い数字になります。しかし、それは改革をした時代でもあり、例えば三割負担の、改革をした時代でもあり、またGDPの伸びも極めて低い時代でありますので、それを使うのがいいことかということの中で、七年から十一年の数字を使わしていただいているというのが今回の算定でございます。

そういった意味では、やり方変わったんですかと御指摘いただいておりますけれども、そういう意味ではやり方多少変わったと。これからの計算式を出していくのいつの年次を取った方がいいかという中で、七年—十一年を取らしていただいたということは是非御理解を賜りたいと思います。

一方で、この議論は財政諮問会議等も随分やりまして、要は二〇二五年の数字を出せ、目標を出せと、それに対して、GDPに対してどうなるかと、こういう数字を出せ、こういう御主張になられるから、正直言って我々は目安しか出せません、委員が言われるとおりに計算式で出した目安しか出せませんと。しかつとした目標を持つことはなかなか難しゅうございます。七年から十一年の経済成長、そのときが〇・四とか〇・七とかいう数字になっています、平均。

そして、今財政諮問会議で議論されているのは、二%にしようか三%にしようか四%にしようかと、こういう議論がされているわけですから、我々の計算式と経済の伸びというのはまた違う要素として加わってまいりますので、我々が今目標数値として二〇二五年という話はできません。今、私どもがお示ししてありますのは、七年—十一年の時代の正に一人当たりの医療費の伸びを見ながら、それをトレンドしながら二十年後に引っ張っていったらこういう数字になりますということをお示しさせていただいている。

そして、当然、医療でありますから、医療技術の進歩、そして日本の人口構成の変化、そういうものも加わってまいりますので、それはやはり五年ぐらいごとに見直しをしないか、なかなかはっきりした数字を申し上げるわけにはいかないですねということで、目安なのか目標なのかと実は大論争をさせていただいているところでございます。

○辻泰弘君 GDPの方のことは触れていないので、後で聞きますけれども。

今の御答弁で、直近を取れば低くなるとおっしゃいましたよね、医師会なんかで。それから、この間、予算の公聴会のときも〇・何%というのを。だけれども、それは制度改正

を見込んでいない、制度改正の後の数値を示しているのであって、制度改正なかりし場合は二、三%だと。だから昔の、五年前のやつでいいんだということで理屈を付けているわけじゃないですか。だから、そこはおかしいですよ、それは。

○国務大臣（川崎二郎君） いや、この五年間は、三割負担を始め一、二年に一度ぐらいの改革をやってまいりましたと。したがって、この数値を使うと将来のトレンドを誤ることになると思いますので、私どもは、七年一十一年の全体のトレンドを見た方がいいだろうと。その数字を根底にしながら、二〇二五年、六十五兆ですか、国民医療費をはじき出して、その中で、引き算になるんですけれども、給付を最終的に五十六兆円という数字を出させていただきましたと。しかし、これは七年一十一年のトレンドから引っ張っていった数字でございますと、こう申し上げているわけでございます。

○辻泰弘君 これまた改めてしたいと思いますけれども、今おっしゃったので、直近を取れば〇・何%でそうなるんだと。そのことは基本的にちょっと多分認識が違うんだらうと思うんですよ。というのは、昔のを使ったけれども、それは二、三%で、その改正分を除けばそれぐらいなんだからということで仕組んでいるはずですから、そのことは申し上げておかなければなりません。

それと、そもそも私が聞いたことには答えていただいているわけではございません。GDPの伸びとかをいろいろ入れながらやっているというこの部分についてですよ。そっち側を聞いているんだから、最近の伸びのことを聞いているんじゃないんです。

○国務大臣（川崎二郎君） いや、ですから、今の私の考え方を申し上げたのであって、当時、ずっと伸びていく勾配の中で、将来こうなりますよと算定したのは、私からいけば少し判断を誤ったのかなと思っております。したがって、今回は変えさせていただいたということを申し上げているわけです。

○辻泰弘君 じゃ、まず事実関係として、GDPの伸びを入れているというのは、それは正しいかどうかですよ。

○国務大臣（川崎二郎君） 率を入れているという答弁はしてないと思います。当時の経済状況を判断をし、勘案するという表現だろうと思います。私、答えましたからね。

○辻泰弘君 いや、別にいいんですけれども、GDPの伸びとかいろいろな数字を入れながらやっていきますねと、こういうふうにおっしゃっているわけですよ。だから、そこは違うだらうと言っているんです。

○国務大臣（川崎二郎君） 一つの立案を立てる過程の中において、立案ですからね、先ほどから申し上げているとおり。

いいですか。要するに七年—十一年を使いますか、十二年—十六年を使いますかというときの中で、私の判断としたらね。

○辻泰弘君 そんなこと言っているんじゃないんですよ、かつてのことを言っているんですよ。

○委員長（山下英利君） 指名を受けてから言ってください。

○辻泰弘君 私は別にこれにこだわるつもりじゃないんだけど、その、大臣は、先のことを言っているんじゃないんです、これは前のことをおっしゃっていて、前のことについて説明をされているのが、そのGDPだとか伸びが入っているということをおっしゃっていて、それで経済状況が余りにも上昇志向だったとおっしゃっているんだけど、それは推計としてはそういうことを、プロセスはないんだということ、そのことを私申し上げているので、今の推計だって同じなんですよ。

○国務大臣（川崎二郎君） 誤解があるようなら、GDPの数字を入れて計算はいたしておりません。入れれば、今申し上げたように財政諮問会議のいろんな数字が出てきてしまいますから、あくまで機械的に数字を取り出してやっているということは事実です、将来見通しについて。

○辻泰弘君 それと、大臣は変えたとおっしゃったんですね、今回変えたとおっしゃった。それは何を变えたんですか。

○国務大臣（川崎二郎君） 今までは直近を取っておりましたと。今回は直近を取っておりませんと申し上げております。

○辻泰弘君 まあこれはまた改めて議論したいと思いますけれども、大事なポイントだと思えます。

次に移らせていただきますけれども、脳死の問題でお伺いしておきたいと思えます。

国内的にも今もやはり一億円近く集めて海外に心臓移植に行かれる方、ある。また最近も中国へ移植に行っているというようないろんな問題があったことをございます。それで、歴代の大臣にお伺いしているんでございますけれども、脳死は人の死であると、そういうことの見解に大臣がお立ちになるかどうか、そのことについてお伺いしたいと思えます。

○国務大臣（川崎二郎君） これは何年前でしょうか、臓器移植法の法案が衆議院に提出をされました。当時私、国対でこれをあずかっておまして、委員会で十分御審議をくださいと、しかし採決は委員会ではないでくださいと。それは専門家の一つの予見を与えることになる。したがって、衆議院の段階におきましては途中で委員長から国会に御報告

をいただいて、全員が白紙の中でこの問題について投票を入れた。結果三分の二以上の賛成でこの法案が通ったと思いますけれども、そのときに私は賛成をいたした一人でありますので、正に人の死であると、こういう考え方の中で賛成の投票を入れたものでございます。

○辻泰弘君 これについては書面による意思表示と、生前における書面による意思表示ということで、結局現実的にはカードということになるわけですがけれども、プライベートなことなんであれですがけれども、大臣はカードをお持ちでしょうか。御答弁ないならそれはそれで結構ですがけれども。

○国務大臣（川崎二郎君） ある人にもう遺言も書いておくと、それも含めてということとで勧められておりますけど、去年もらいましてね、その手紙を。手続をするようになっておりますけれども、まだやっております。

○辻泰弘君 移植医療を進めるということがいつも、参議院の厚生労働委員会の秋のときに、大臣の所信の中にもあるんですけども、今後移植医療についてどういうふうな対応をしていかれるか、御見解を求めたいと思います。

○国務大臣（川崎二郎君） 当時反対の急先鋒でありました河野太郎さんが衆議院で随分頑張ってくれていまして、そのお姿を見ながら、今回多分衆議院で提案がされて議論が始まると思っております、法律自体が、改正が。私は改正をする方に賛成でございます。

○辻泰弘君 そうすると、河野案に賛成だということですか。

○国務大臣（川崎二郎君） 内容についてはまだあれしていません。しかし、今の法律が正直言って衆議院で通した後参議院で改正になりました。内容の一部改正になりました。そういったこと、いろいろ議論ございましたけれども、私は当時衆議院の法案に賛成をした本人でございますので、そういったものも含めて、今回改正という動きがあり、一方で多くの人たちに御理解が得られるようになって、そして臓器移植等が進むことを期待をしたいと、私は思っております。

○辻泰弘君 今度出されるか分かりませんが、前に廃案になった議員立法は十五歳というのを十二歳に下げるという考え方と、そもそも本人の意思表示じゃなくて家族の同意でいいじゃないかと、本人の拒否の意思表示がなければと、こういうことだったわけですよね。その二つが現実に議員立法としてあるわけですが、そういう方向でやるべきだというお考えなんですね、いずれかは決まらないにしてもという。

○国務大臣（川崎二郎君） まあ詳細の議論は今、法律がまだ提出されていませんので、

大臣の立場ではそれは勘弁してください。しかし、改正をした方がいいだろうということについては変わりないと、こう申し上げております。

○辻泰弘君 いずれにいたしましても、移植医療についても一つの大きなテーマだと思えますので、しっかりとお取り組みいただくように申し上げておきたいと思えます。

もう一つ、これまでこの厚生労働委員会でも予算委員会等でも取り組んできたことでございますけれども、また昨年の介護保険法の改正のときには附帯決議にも盛り込んでいただいた件でございます。すなわち、十六年度の年金課税の強化、老年者控除の廃止並びに公的年金等控除の縮小という改正、これに伴って国保の保険料と介護の保険料が急激に負担増となる層が出てくると。これに対しての軽減措置があつてしかるべしと、こういった主張をさせていただいて、それについてそれぞれ取り組んできていただいたわけですが、国保については税制改正、また政令改正ということにもつないでいただいているやに聞いておりますけれども、まず、国保の保険料負担急増についての軽減措置についての取組を、現状、方針をお伺いしたいと思えます。

○政府参考人（水田邦雄君） お答えいたします。

年金課税の強化に伴います国民健康保険の保険料の取扱いについてのお尋ねでございますけれども、保険料負担が増加する被保険者に対しまして、増加後の保険料額に段階的に移行できるように平成十八年度から二年間、激変緩和のための経過措置を講じることとしたしております。

具体的に申し上げますと、例えば、公的年金等控除でありますと最低保障額が百四十万円から百二十万円に二十万円引き下がるということがございます。これにつきまして保険料の算定の際に、平成十八年度につきましてはこの二十万円の、差額二十万円の三分の二に当たります十三万円、それから平成十九年度におきましては、三分の一に当たる七万円を公的年金等に係る所得から特別に控除するということによりまして、保険料額への影響を緩和することとしてございます。

この経過措置の実施についてでございますけれども、まず国民健康保険料につきましては、先ほどおっしゃいました国民健康保険法施行令、これが三月十日に公布されてございます。現在市町村で四月一日の施行に向けまして、必要な条例の整備等の準備が行われているという状況でございます。

また、国民健康保険税につきましても、平成十八年税制改正大綱によりまして、保険料と同様の経過措置を講ずることとされておりました、今国会にその旨の法案が提出されているところでございます。

○辻泰弘君 これ通告はしておりませんが、これの適用対象人員の見込みというのはあるのでしょうか。

○政府参考人（水田邦雄君） 恐縮でございますが、数字、現在持ち合わせてございませ

ん。

○辻泰弘君 もしお手元にそれなりの推計見込みがあるならば、また後日お教えいただければと思います。

それから、今度は介護保険の方ですけれども、介護保険料に対する軽減措置については段階設定のときにやるようにということの意思を地方の担当課長会議でお示しいただくということであるというところから来ています。あとは地方の判断だということではあるわけですが、今ちょうどその状況の最中かと思うんですけれども、どういうふうに状況を把握しておられるか、そのことについて御報告をいただきたいと思っています。

○政府参考人（磯部文雄君） 今、委員御指摘のとおり、昨年六月の全国介護保険担当課長会議におきまして、今回の年金課税の見直しによる影響への対応につきまして、より弾力的な保険料設定を可能とする旨を周知したところでございます。現在各市町村におきまして、第三期の介護保険料の改定作業が進められておるところでございます。各市町村においてはこうした見直しの趣旨を含めて、改定が行われているものと考えておりますけれども、詳細についてはまだ把握してございません。

○辻泰弘君 それは各自治体の集約は、最終結果は掌握されることになるんですか。

○政府参考人（磯部文雄君） どのぐらいの段階制を取ったかについては集約できると考えております。

○辻泰弘君 今後ともそのことについて注視していきたいと、このように思っております。

さて、生活保護について大臣、ちょっと見解を求めておきたいと思うんですけれども、昨年は生活保護の議論が大変大きくクローズアップされました。四分の三から二分の一に、いろいろ個別には幾つかあったかもしれませんが、大局的には四分の三から二分の一に補助率を引き下げるといふ議論があつて、地方の方から非常に反発の声もあつて、情報を提供しないぞといふふうな取組もあつた中で最終的には見送られたといふ経緯だつたと思うんですが。

ただ、昨年、地方への権限移譲や役割責任の拡大と併せ、地方の財政負担の拡大ということで今後の生活保護の方向ということを位置付けておられたわけですね。そのことが、今後とも継続していこうと思つていらっしゃるのか、すなわち去年やつたことをもう一遍やろうと思つていらっしゃるのか、いや、一応あれはもう終わったといふふうには思つていらっしゃるのか、そのことでお聞きしたいと思います。

○国務大臣（川崎二郎君） 生活保護費の問題については、二分の一という考え方もありましたけれども、私どもが最終的に御提案申し上げたのは、生活費ですね、現金支給される部分、ここについてはやはり我々のそのままの体制にしておきましょうと。しかし、住

宅それから医療、この問題については地方がもう少し御負担をいただく、税源移譲と併せてやっていった方がいいのではないか、特に住宅についてはもうどういう住宅を提供するか、地域での住宅資産の活用という問題も含めて地方に全額、全権ゆだねましょうという形で申し上げました。

そして、もう一つの議論といたしましたのは、我が国が求める国家像、要はイギリス、フランス型の中央集権型でいきますか、ドイツ、アメリカのような分権型でいきますか、我々は今どちらへ走り出しているんでしょうかと、こういうお話をいたしました。生活保護一つをとらえましても、ドイツは当然州、分権型でありますから州で負担をしていく。また、フランス、中央集権でありますから当然国家がすべての責任を負う。我が国はそういう意味では四分の三対四分の一ですから重層型、国、地方がそれぞれ負担を、役割を担いながらやっていく形ですけど、もう一步進めませんか、こういう御提案をいたしましたけれども、やはり国がどうしてもやりなさいと、こういう御指摘の中で、正直いろんな議論がございましたけれども、官房長官とも御相談をしてこの議論を、はっきり言ったらこちらの方から取り下げることいたしました。

そして、それはそれとして、この二年間議論してきたものはやはり生かしていきたい、こういうことの中から、今まで知事さん、市長さんと文書を交わしたことはございませんけれども、我々、国と地方は力を合わせてこの生活保護費の適正化を図りましょう、そのために我々は昨年の議論で出てまいりました様々な対策について、例えば年金を担保にしてお金を先に借りてしまう、結果として生活保護費でその分も賄っていかなきゃならぬ、この地方からの御指摘に対して、年金を担保にお金を貸すことはやめましょうと、こういうようなことにさせていただきました。資産をどうやって調べるのかと、こういう問題で合意をいたしましたので、それに併せて、今度はいろんな話合いを進めましょうということでその作業に今移ったところでございます。大都市問題でありますので、東京、大阪等の大都市を中心にしながら、今、担当局と話合いをしながらやっていこうということでございます。

そういう意味では、私と知事と市長さんがお互いに手を合わせながら生活保護費の適正化に向けて努力をしましようと言ったのが去年の暮れであり、それに併せて、今、地方と担当局が話合いを始めたときに、今年の秋になってまたそれを再燃して何とかせいという気は、私が大臣である限りはあり得ない、こう思っております。

○辻泰弘君 生活保護という憲法にも規定された、いわゆるナショナルミニマムといいますかシビルミニマムの最たるもの、セーフティーネットの最たるものだと思います。

そのことについて、国の負担割合四分の三、そのことについて議論あるかもしれませんが、それで、提起して、一度下げて、それはそれで私はむべなるかなと思っておりますけれども、しかしまあ当面と言わずに、やはり基本的にこの負担率でいくんだということを示していただきたいと思っておりますけど、どうですか。今おっしゃったのは、今年、今提起している間はということなんですけど、やはり今の時点での、大臣としてこういう形で議論が集約された以上、今後はこの負担率を変えるというようなことを提起する方針

を持っていないと、こういうことで確認してよろしいですか。

○国務大臣（川崎二郎君） 私の立場で今言われましたら、両者が真摯な話し合いを続けている中で変えることはあり得ないと。しかし、将来的にずっと私の発言が縛るかということになると、これは縛るものではないと。これはもうその内閣その内閣で御判断をいただくことになるだろうと、こう思います。

○辻泰弘君 余り最初からそう逃げを打たないでいただいたらというふうに思いますけれども、ある意味ではそれは当然のことではあるわけでございますので、そう言われると大臣の御発言もその場限りになっちゃうなというふうなことで寂しくなりますので、そういうことで明確に言っていただければと思います。

さてもう一点、今おっしゃっていただいたことに尽きるわけですがけれども、生活保護の適正化に向けてということで議論になっていて、私はこのこと自体は元々必要なことであって、ああいう議論から結局ここに来たというより、もっと前になぜこれしていなかったのと、こういうふうに私は思うんですけれども、このことについてポイントだけ、どういふことで適正化をしていこうかと、まあ一部おっしゃっていただきましたけど、そのことについて御説明ください。

○政府参考人（中村秀一君） 昨年の秋、大臣と知事、市長と、官房長官も副署していただきまして、適正化についての確認書を交わしていただいております。

まず、国と地方、一昨年の十一月に協議会を置くことを合意し、四月から、昨年の四月から協議をしまいいりまして、その際、地方公共団体から、地方側からお出しいただきました適正化方策がございます。今大臣の方からも御説明申し上げましたけれども、年金担保融資をやめてほしい、それから生活保護の申請があった場合に、保護の決定をする際に、関係機関、預貯金があるかどうか、資産がどうかということで、自治体は一件について十とか二十の金融機関、郵便局等に対して調査をいたしますので、その調査が円滑に行われるように、特に個人情報保護法ができてからなかなか円滑さを欠くというようなお話もございました。

それから、様々な不正等があった場合の返還、不正があった場合の保護費の返還を円滑にするとか、悪質な不正の場合については告発をする、そういった手続等についても明確にしてもらいたい等の御要望、御指摘がございまして、これらにつきましては年度内に方針を明らかにし、新年度から適用するというふうに私どももお約束してまいりましたので、現在、生活保護の適正化に関する手引、こういったものについて地方とも協議し、原案を示し、最終的に通知の形にするべく今作業中、お話し合いをし作業中であるということでございます。

そのほか、地方公共団体の方からは、さらに、例えば資産をお持ちの方に対して、その資産がその保護費を適用する前にその資産についてリバースモーゲージのようなものができないとか、水準についても検討の余地があるのではないとか、様々な御指摘をいた

だいております。これらにつきましては引き続き検討させていただくということで、地方公共団体、特に大都市部を中心に実務者レベルで検討をさせていただいているところであり、これらにつきましても意見交換を踏まえ、適切なプロセスを経て実施できるものについては実施すべく検討をしてみたいと考えております。

○辻泰弘君 もう一点、生活保護費と国民年金の基礎年金との関係で議論が出ておるようでございます。

元々、年金審議のときにもそれは別物だと、基本的な考え方は違うんだからと、こういうことだったと思うんですけれども、そのことについての今日時点での厚生省としての見解をお伺いしたいと思います。大臣。

○政府参考人（中村秀一君） 一部で何か二〇〇七年度から段階的に基礎年金以下に、生活保護費支給額に引き下げる方針で検討を開始したというような報道がなされましたけれども、今委員から御指摘のとおり、私ども、年金制度と生活保護制度というのはそもそも性格が違うので、単純にその額を比べるということについては適切ではないし、慎重であるべきだということを常々申し上げてきておるところでございます。今申し上げましたとおり、保護費の水準について議論があることは確かでございます。例えば多子世帯については割高になっているとか、そういうことは実務家の方から御提起されてはおりますけれども、私ども繰り返し基礎年金と生活保護と単純に比較できるものではないというふうな御説明、御答弁を申し上げている立場からいたしましても、まず基礎年金以下に生活保護水準下げることありきみたいな形で方針立てることはあり得ませんし、検討を開始したという事実もございません。

○辻泰弘君 まあこれ重要な考え方なんで、大臣からも一言お願いします。

○国務大臣（川崎二郎君） 一つは、三週間に一遍ぐらいこの私の役所に関係することで変わった報道を打たれまして、生活保護費見直しにという、打たれました。しかし、私はその後の記者会見でも、記者会見だったか記者とのぶら下がりだったか覚えていませんけれども、明確に否定をいたしました。今その見直しをするという気は全くありませんと。

やっぱり年金については自助努力と。そして、老後というものは自分たちの努力の結果とそれから資産なりというものが加わりながら生活設計をしていく。すべて年金で、基礎年金で生活設計をとるものではないだろうと、このように考えております。

生活保護費については、何かの事情によって資産もなくなり、また過去の蓄えもすべてなくなったという人たちに対して最低の生活を保障するためでありますので、切り口は違うものだろうと思います。

今回の委員会でも二、三人の方々から御質問をいただきました。一つは、年金より生活保護を安くせいと、こういう議論もある。逆に、年金の方を生活保護並みに上げろという人たちもある。しかし、私どもは、今局長からも御答弁、私からもさせていただいており

ますとおり、基本的にこの二つのものを数字で比較して云々というのみの議論は、もちろん議論はいいんですけども、これを単純に比較をされるということについては御理解を賜りたいと、こういうことで申し上げております。

○辻泰弘君 今の委員会でのあれというのは、要は与党からもそういう考え方が出されているという意味なんですか。

○国務大臣（川崎二郎君） 与党からも生活保護費と年金の問題、諸外国と比較しながら、少し生活保護費が高過ぎるんじゃないかという御議論を賜ったことは事実でございます。否定はいたしません。

○辻泰弘君 まあ三週間に一遍ぐらいびっくりするような報道が出るということですが、まあ毎週出ているぐらいじゃないかと思うんですけども、それはともかくといたしまして。

その基礎年金と生活保護の、生活保護費との関係というのは、基本的にこれまでの見解が私は正しいところだと思いますので、そのことについてはしっかりと継続していただいて、ただ、もとより国がしっかりと責任を持つべきという基本的な姿勢ではございますけれども、生活保護とてやはり適正化だとか見直しというのは、それは排除するものではないわけですから、そういった意味では私はいいと思うんですけども、しかし去年のような形での何かこう、財政がしんどいから押し付けるような形というのは、これはやっぱりあってはならないと、このように思っておることを申し上げておきたいと思えます。

それで、次に最低賃金のことをお伺いしておきたいと思えます。

今回の提出予定法案の検討中の中には最賃法の改正が入っていたんですけども、今国会において最賃法の改正は提出しないという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金制度につきましては、昨年六月から、労働政策審議会の労働条件分科会最低賃金部会で検討していただきまして、昨年十一月には産別、産業別最低賃金を廃止すると、職種別最低賃金を創設すると、あるいは地域別最低賃金について決定基準の明確化とか罰則の強化を図るというような内容の公益委員試案が提示されました。しかし、現段階では今後の最賃の在り方について部会としての合意を得ることができませんでした。部会としては、この公益試案を尊重しながら引き続き議論を継続していくという報告が今年一月に取りまとめられました。したがって、今後、最低賃金部会において取りまとめに向けて引き続き御議論をいただくことになるというふうに考えております。

今、正にこれから議論をして合意を得るべくやっていくということでありますので、今の段階は検討中ということでございます。

○辻泰弘君 これは、我が会派の会議に来ていただいて説明を求めたときには今国会には提出しないという明確な意思表示がありましたけれども、そうじゃないんですか。

○政府参考人（青木豊君） 今申し上げましたように、この公労使の三者構成による審議会と言わば賃金の最低基準という意味での最低賃金を定めるやり方の制度的な在り方を検討するというございますので、労使十分に検討していただいて、一定の合意は必要だというふうに思っております。

今現段階において、今国会中にその合意がまとまって提案できるという状況には、なかなか難しいかなというふうには思っております。

○辻泰弘君 私どもの部門会議に来ていただいたときは、私が質問したところ、今国会に提出予定はないと明確におっしゃっていたということでございますから、そのことは申し上げておきたいし、もしそういうことで訂正するならば、しかるべく訂正していただきたいと思います。今局長がおっしゃったのは、そういう意味をおっしゃっているんだろうと思いますけれども。

それで、その中身のことですけれども、産別最賃をなくして地域最賃に一本化するという規制緩和、規制改革は経営側の論理が基本に流れていると思いますけれども、しかし、やはりその審議会等でも議論になっておりますように、ドイツやフランスなどのヨーロッパ諸国では法で定められた労働協約の拡張適用ということがあって、少数の組織労働者が団体交渉で決定した賃金などの労働条件が広く未組織労働者にも拡張適用されていると。しかし、日本においてはほとんど拡張適用はされていないと。こういう現実の中で、やはり未組織労働者にも適用される産別最賃というものが日本の賃金決定のシステムを補完しながら産業全体の賃金の下支えの役割を果たしていると、このように私は思いますし、また産業内における公正競争の確保にも欠かせないシステムだと、このようにも思います。

そして、昨今格差の拡大ということが言われているわけですが、企業規模の間での格差、雇用形態間の格差というものがあの中で、地域別最低賃金だけでこの格差を是正することは困難だと私は思います。やはりその地域別最賃と産別最賃が相互に役割を補完し合う中で、産業や地域ごとの賃金を下支えするという重要な役割を最賃制度は今担っていると思っておりますので、是非そういった意味で産別最賃の重要性というものをしっかりと見詰めていただいて、そういった軽々に廃止するという事は厳に慎んでいただきたい。やはりこれも生活保護と同じように、国民生活の基本にかかわる労働という、仕事というものの質を大きく左右する、悪化の方向に導きかねない極めて重大なポイントだと思いますので、大臣におかれましてはその点については十分思いをいたしていただいて、しっかりとお取り組みいただきたいと思うんですけれども、どうかその点について御留意いただきたい。そのことについて御見解を求めたいと思います。

○国務大臣（川崎二郎君） 局長ですから答弁、こういう場で答弁しにくいんだと思いますが、六月の十六日でしょうか、会期内に最低賃金法の改正を出すことはあり得ないと

いうことで、それは明言してもいいんだろうと思います。

一方で、最低賃金問題について様々な議論が出てきていると。これは今国会でも随分聞かれました、私自身も。そういった意味では、いろいろな御議論を賜りながら、これは公労使で話し合っている話ですから、そのお互いの理解というものを前提にしながら進めていくことには変わりないということは申し上げておきたいと思います。

○辻泰弘君 私申し上げたように、産別最賃が果たしている機能、今日的な意義ということですね、そのことをしっかり踏まえていただきたい。そのことについてちょっと一言お願いしたい。

○国務大臣（川崎二郎君） ですから、それが一つの議論として重要な役割を占めている、一方で公労使の話合いの中でいろんな議論はあるだろうと申し上げているわけです。しかしながら、押し切って今までの考え方を急に変えるということはないだろうと、こう申し上げております。

○辻泰弘君 まあ、非常に重要なことだと私は思っています。セーフティーネットの一つの大きなポイントだと思いますんで、その点についてはまた今後とも注視していきたいと思いますが、そういった意味での取組を求めておきたいと思います。

最後の質問になるかもしれません。

それで、最低賃金にもかかわるわけですが、いわゆる二〇〇二年の規制緩和の後に、タクシー産業、タクシー業界について非常に競争が激しくなって、私のお隣の大阪などでは大変激烈な価格競争等にもつながっていて、運転手の非常な安全にもかかわっている、深夜の、深夜といいますか非常に長時間の労働になっていると、そうでないと稼げないと、こういう状況がある中で、正に最低賃金さえ守れないという状況があると。

このことについてお取り組みいただくようにということで、予算委員会やこの厚生労働委員会で、私も三年ぐらい前から取り組んできておりますけれども、一応、国土交通省と厚労省で協議をされて、四月から合同監査に入っていくということになったこと自体は、まあ一つ前進ではあろうかと思えます。このことについての、どういう方針で取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（川崎二郎君） 衆議院でも御答弁申し上げたんですけれども、当時小渕内閣で運輸大臣、私でございます、規制緩和という中で様々な改革をいたしました。しかし、当然時代の変化の中でその当時の規制改革というものを一つ一つ検証しながら、足らざる点、また時代の変化にふさわしくない点については修正していくのは当たり前のことであろうと思います。

そういった中で、去年の六月ごろでしょうか、当時のその法案にかかわり合った者として国土交通省から相談を受けまして、労働関係等しっかりタイアップをしながらやりたいということで相談に参りましたので、しっかりやるようにと申し上げました。その後、私

は厚生労働大臣を拝命することになって、しっかり国土交通省と私ども力を合わせながらやっ払いこうということで、特に、法に照らして間違いがあればきちとした対応をしてほしいということを現場に強く指示をいたしているところでございます。

四月から法に照らしながらきちとした対応をしていくようにということでやっておりますし、国土交通省もお互いに連携取ろうということになっておりますので、一歩前進していただろうと、こう思っております。

○辻泰弘君 タクシー業界は規制緩和の実験場だとさえ言われるような状況もございませので、その点についてはしっかりとお取り組みいただくように御要請を申し上げておきたいと思ひます。

なお、最賃法の改正は出さないというのを大臣がおっしゃった。やはり局長より値打ちがあつたなど、このように思っております。

以上、終わります。ありがとうございました。

○委員長（山下英利君） 午後一時から再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

—————・—————

午後一時一分開会